

今月の経理情報

2006年 9月

今回のテーマ： 仮装経理に基づく過大申告をした場合の更正と当該更正に伴う法人税額の控除

1 仮装経理とは

仮装経理とは、法人税では、その財務状況や経営状態をよりよく見せるために行うものをいいます。単なる計算上の誤りや事実認識の違いなどではなく、積極的に事実と反する経理を行うことです。具体的には、次のようなものが該当します。法人税では、減価償却等は、その計上が法人の裁量に委ねられているため、たとえ過小計上したとしても、それは単に権利の放棄であり、法人税法上、仮装経理には該当しません。

仮装経理に該当するもの	仮装経理に該当しないもの
<ul style="list-style-type: none">架空売上の計上仕入、経費の過小計上	<ul style="list-style-type: none">減価償却費の過小計上引当金の過小計上 など

2 仮装経理に基づく過大申告をした場合の更正

(1) 更正の特例

仮装経理による過大申告があった場合の減額更正については、税務署長は、法人がその事実について修正経理をし、かつ、その修正経理をした事業年度の確定申告書を提出するまでの間は更正をしないことができるとされています。

修正経理とは、確定決算の特別損益の項目に、前期損益修正損を計上して修正し、その修正した事実を明示するものです。この場合、この前期損益修正損は修正事業年度の損益ではないため、確定申告書において別表調整が必要となります。

(2) 更正の期限

減額更正の期間は、法定申告期限から5年以内となっています。更正の請求の期限（法定申告期限から1年以内または後発的事由が生じた日から2ヶ月以内）を過ぎた場合には、税務署に嘆願書を提出し、税務署長の職権による減額更正を嘆願することになります。

なお、減額更正の嘆願が認められるかどうかはあくまでも税務署長に決定権が委ねられていますので、更正の請求の期限が過ぎた場合、仮装経理に係る部分の損金算入ができなくなる可能性もあります。

(3) 更正に伴う法人税額の控除

仮装経理により過大に納付された法人税額は、減額更正が行われても直ちに還付されるわけではなく、その更正の日の属する事業年度開始の日から5年以内に開始する各事業年度の所得に対する法人税額から順次控除することとされています。これは、仮装経理に対するいわばペナルティを課しているといえます。

ただし、その更正があった事業年度開始の前日1年以内に開始する事業年度について納付した法人税額がある場合には、その法人税額を限度として還付されます。

お見逃しなく！

会社法では粉飾決算に関する賠償責任が明文化されました。税法に限らず、粉飾決算へのペナルティが加重される傾向にありますので、より一層の注意が必要です。